

第 759 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 7 月 27 日 (木) 14 時 00 分～15 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) しらす船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 4)

- (5) 定置漁業の免許について (資料 5)
- (6) 区画漁業の免許について (資料 6)
- (7) 共同漁業の免許について (資料 7)
- (8) なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 11)

2 指示事項

- (1) 定置漁業の保護区域の設定について (資料 8)
- (2) 横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について (資料 9)

3 報告事項

- (1) くるまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 10-1、10-2)

4 その他

- (1) 令和 5 年 10 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 千葉海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 3)

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、福地臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、村尾主事、野口技師、川原技師、伊藤主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 14 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それでは、ただいまから第 759 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 8 件と、指示事項が 2 件、報告事項が 1 件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

宮川委員、山田委員、よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは宮川委員、山田委員、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項（１）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議長

【資料 1 に基づき説明】

ただいま説明いただきました件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項（２）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議長

【資料 2 に基づき説明】

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長	<p>それではそのように決定します。</p> <p>続いて、諮問事項（３）「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。</p>
水) 野口技師 議長	<p>【資料３に基づき説明】</p> <p>この件について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>了 承</p> <p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、諮問事項（４）「しらす船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。</p>
野口技師 議長	<p>【資料４に基づき説明】</p> <p>この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか</p>
委員一同 議長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定いたします。</p> <p>続きまして、諮問事項（５）「定置漁業の免許について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。</p>
水) 相澤副技幹 議長 鵜飼委員	<p>【資料５に基づき説明】</p> <p>この件について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>定第９号については申請がなかったとのことですが、腰越の漁場は９月１日の免許更新までは免許期間が残っています。現在、操業や漁具の設置はどのようなになっているのでしょうか。漁具の撤去は定められていると思いますが、撤去については、実施されるのでしょうか。</p>
水) 相澤副技幹	<p>８月３１日までは操業し、それ以降に撤去するとの漁業権者の意向です。漁具の撤去について規定はないのですが、８月３１日までは操業し、その後冬頃までかけて撤去すると聞いております。</p>
鵜飼委員	<p>漁具の撤去については、放置がないよう、しっかりと指導をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご質問等はございませんでしょうか。</p>

委員一同
議長

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、諮問事項（６）「区画漁業の免許について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議長

【資料 6 に基づき説明】

この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、諮問事項（７）「共同漁業の免許について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議長

【資料 7 に基づき説明】

この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、諮問事項（８）「なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議長

【資料 11 に基づき説明】

この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、指示事項（１）「定置漁業の保護区域の設定について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事	【資料8に基づき説明】
水) 相澤副技幹 議長	【資料8に基づき説明】 この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同 議長	了 承 それではそのように決定いたします。 続きまして、指示事項(2)「横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について」を議題とします。 この件については従前より当委員会で議論が行われてきましたので、指示期間の複数年化も含め、諮りたいと思います。 資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。
事) 竹村主事	【資料9に基づき説明】
水) 相澤副技幹 議長 小菅委員	【資料9に基づき説明】 この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 金沢の操業区域の制限の複数年化は、これまでも鶴飼委員が発言されていて、私もよいと思います。この5年間に延ばすことについては、横浜の共同漁業権を意識したものなのでしょうか。
水) 相澤副技幹	横浜の漁業権は、設定することで進めていきましたが、最後に意見がまとまらない中で実現しませんでした。海区漁場計画は5年ごとに見直すことから、5年後の漁業権を見据えて期間を設定したものです。
小菅委員	漁業権の番号が変わってしまいますが、漁場が少なくなっている中で漁業権を設定することはよいことだと考えております。
議長	他にご質問等はございませんでしょうか。 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同 議長	了 承 それではそのように決定いたします。 続きまして、報告事項(1)「くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。
水) 川原技師 議長	【資料10-1、10-2に基づき説明】 この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろ

委員一同
議長

しいでしょうか。

了 承

それではそのように決定いたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に、委員の皆様から何か御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は、8月25日金曜日14時からの開催となっております。よろしくお願いたします。

御協力ありがとうございました。

以上